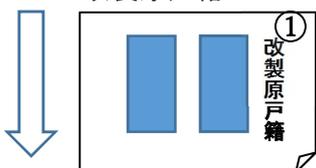


## 『戸籍証明等取得のイメージ』

例：昭和15年1月1日生まれの方が、昭和40年にご結婚をされ、令和3年1月1日にお亡くなりになられた場合（本籍地がすべて松本市となっている場合）

### ① 出生日(昭和15年1月1日)

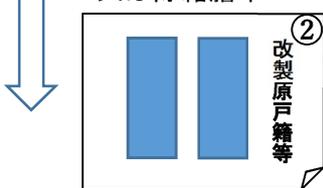
改製原戸籍



### ② 昭和32年の戸籍改製

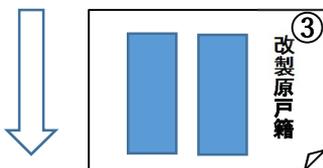
改製原戸籍

又は除籍謄本



### ③ 昭和40年婚姻による新戸籍編製

改製原戸籍



### ④ 平成6年の戸籍改製

戸籍謄本(全部事項証明)

又は除籍謄本(除籍全部事項証明)

死亡日(令和3年1月1日)

全部事項証明書

(戸籍謄本)



必要な範囲により次の戸籍をご取得いただくようになります。

(1) お亡くなり(死亡の記載)の戸籍

⇒④の戸籍を取得

(2) 婚姻からお亡くなりまでの戸籍

⇒③と④の戸籍を取得

(3) 出生からお亡くなりまでの戸籍

⇒①と②と③と④の戸籍を取得

#### ※1 除籍謄本と戸籍謄本の違い

除籍謄本は、戸籍に記載されている方全員が死亡婚姻等により除籍となったため、除かれた戸籍です。お一人でも戸籍に記載(生存)されている方がいる場合、戸籍謄本となります。

#### ※2 改製原戸籍とは

法令の改正により戸籍様式が変更されたため、新様式の戸籍に書き換えられ除かれた従前の戸籍のことをいいます。

松本市では、昭和32年の法改正により、昭和38年頃までに改製、また、平成6年の法改正により、平成14年1月26日に改製をそれぞれ実施しています。ただし、合併町村の戸籍は改製日がそれぞれ異なっています。

#### ※3 その他

婚姻以外に転籍・離婚・縁組等によっても戸籍が編製されます。本籍地が松本市から他の市区町村へ、他の市区町村から松本市へ移る場合もあります。その場合は、それぞれの本籍地の市区町村へ戸籍証明を請求していただくこととなります。